

女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知 並びに懸念される女性に対する暴力への対応について

平成 23 年 3 月 24 日

内閣府男女共同参画局

1. 避難所等で生活する女性に対する相談窓口の開設とその周知

- 避難所等で生活する女性は、多様な悩みを抱えており、また、女性に対して相談しやすい悩みもあることから、避難所等で生活する女性のための相談窓口を開設するとともに、これを幅広く効果的に周知していくことが重要である。
- 周知に当たっては、避難所以外にも、親戚・知人等の家庭や公営住宅・仮設住宅等での避難生活を送られる方もおり、そうした方にも周知されるよう配慮いただきたい。
- 女性に対する相談窓口の開設・運営に当たっては、これまでに実施実績のある男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用するとともに、相談内容が更に多様になることが予想されることから、幅広い関係機関との連携を強化し、対応していく必要がある。
- 相談を通じて把握した女性や子育てのニーズについては、適切に、支援の向上につなげていくことが重要である。

2. 女性に対する暴力の予防のための取組の実施と、相談窓口や相談サービスについての避難所等での周知

- 避難所等での生活が長引く中で、性暴力や配偶者間暴力等の女性に対する暴力への懸念が広がっており、関係機関と連携の上、「人目のないところを一人で歩かない」などの注意喚起を含め、その予防に努めることが重要である。
- また、被害に悩む女性に対する支援も必要であり、例えば以下の相談窓口・相談サービスについての周知が必要である。

・ DV相談ナビ (0570-0-55210。
最寄りのDV相談サービスを案内、電話を転送。)

・ パープルダイヤル (0120-941-826。3月27日22時まで。
内閣府事業。性暴力や配偶者間暴力被害の無料相談)

・ 地方自治体や民間団体が提供している相談サービス・相談窓口。